

(78)

乙

字

(五)

(一)

S 1.1.3.1-1

1438

18

REEL No. A-0293

アジア歴史資料センター

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 四、米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 五、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 六、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

國家機密

1

五、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正

2

- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハラルコトヲ承認ス
- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰艦入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 四、米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 五、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 六、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍除ヲ撤退スヘキ旨約束ス

1

2

- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰事ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ
- 八、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス
- 九、日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ聲明ス
- 十、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス
- 十一、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰事ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得カ保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 四、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 五、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正

8 1.1.3.1-1

1443

23

白紙封筒

1

ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ闡明ス

六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス

七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰事入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

8 1.1.3.1-1

1444

24

乙 案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 四、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ

1 再、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正

2

- ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス
- 日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ闡明ス
- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス
 - 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰艦入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 四、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 五、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正

1

國家公報

6 1.1.3.1 -1

1447

27

- ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス
- 日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ闡明ス
- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハラルコトヲ承認ス
- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

2

6 1.1.3.1 -1

1448

28

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得カ保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 四、米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 五、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 五、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハラルコトヲ承認ス
- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰事ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ヲ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 四、米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 五、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 六、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正

ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ闡明ス

- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス
- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

乙 案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得カ保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 四、米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 五、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 六、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

國家機密

1

五、日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ闡明ス

§ 1.7.3.1-1

1453

33

2

- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハラルコトヲ承認ス
- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰線入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

§ 1.7.3.1-1

1454

34

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ孰レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得カ保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 四、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 五、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正

ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

日本國政府ハ本了解成立セハ現ニ南部佛領印度支那ニ駐屯中ノ日本軍ハ之ヲ北部佛領印度支那ニ移駐スルノ用意アルコトヲ闡明ス

六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス

七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰事ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ

乙案(三)

- 一、日米兩國政府ハ執レモ佛印以外ノ南東亞細亞及南太平洋地域ニ武力的進出ヲ行ハサルコトヲ確約ス
- 二、日米兩國政府ハ蘭領印度ニ於テ其必要トスル物資ノ獲得力保障セラルル様相互ニ協力スルモノトス
- 三、日米兩國政府ハ相互ニ通商關係ヲ資產凍結前ノ狀態ニ復歸スヘシ
- 四、米國政府ハ所要ノ石油ノ對日供給ヲ約ス
- 五、米國政府ハ日支兩國ノ和平ニ關スル努力ニ支障ヲ與フルカ如キ行動ニ出テサルヘシ
- 六、日本國政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ佛領印度支那ニ派遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

2

- 六、日本國政府ハ無差別原則カ全世界ニ適用セララルモノナルニ於テハ太平洋全地域即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス
- 七、世界平和克復前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ對シテハ日米兩國政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク、又米國ノ歐洲戰入ノ場合ニ於ケル日本國獨逸國及伊太利國間三國條約ニ對スル日本國ノ解釋及之ニ伴フ義務履行ハ専ラ自主的ニ行ハルヘシ